

住所を変更したら必ず届出が必要です

入学や就職、転勤など、新しい生活が始まることの多い春は、引っ越しのシーズンです。住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となります。住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

【住民異動届】

届出名		届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から 上三川町へ住所を 異動したとき	実際に住み始めた日(異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出するこ とは出来ません	・ 転出証明書(前住所地で発行) ・ 通知カードまたはマイナンバーカード ・ 届出人の本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など) ・ 認印
転出届	上三川町から他の 市区町村へ住所を 異動するとき	転出する前、または転出した 日から14日以内	・ 届出人の本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など) ・ 認印
転居届	上三川町内で住所 を異動したとき	実際に住み始めた日(異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出するこ とは出来ません	・ 通知カードまたはマイナンバーカード ・ 届出人の本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など) ・ 認印

※本人、同一世帯員、または家族の方以外が届出をする場合は委任状が必要です。

※住民異動に伴う関連手続きには、その他、必要になるものもあります。

※届出期間内に届出が提出されなかった場合や虚偽の届出をされた場合は、町から簡易裁判所に通知を行い、5万円以下の過料(住民基本台帳法第52条)の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

▶受付場所＝上三川町役場 住民生活課

▶受付時間＝午前8時30分～午後5時15分 (木曜日のみ午後7時まで)
土日、祝日、年末年始は除く

※3月～4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油
暮しの店 **海老原善次商店**

商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー &
多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。
お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



住民票等の証明書の取得は便利なコンビニ交付で!

☆コンビニ交付サービスは次のようなケースで利用できます

	土日祝日に証明書が必要なときは?	夜間・早朝に証明書が必要なときは?	外出先で急に証明書が必要なときは?	何の証明書がとれるの?
コンビニ交付	○ 土日祝日も利用可! (年末年始、メンテナンス時を除く)	○ 利用可能時間が1番長い! いつでも 午前6時30分～午後11時まで	○ 全国のコンビニで! 全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート(マルチコピー機設置店のみ)	・住民票 (本人・同一世帯員分) ・印鑑登録証明書 (登録者本人のもの) ・所得証明書、住民税決定証明書 (本人最新年度分)
役場自動交付機	○ 土日祝日も利用可! (年末年始、メンテナンス時を除く)	○ 平日 午前8時15分～午後6時30分 (木曜日は午後7時まで) 土日祝日 午前8時30分～午後5時	✕ 役場1階ロビーのみ	・住民票 (本人・同一世帯員分) ・印鑑登録証明書 (登録者本人のもの)
役場窓口	✕ 平日のみ	✕ 窓口開庁時間のみ	✕ 役場窓口のみ	役場で取扱う各種証明書

※手数料は全て1通200円です。

※コンビニ交付サービスの利用時には、マイナンバーカード交付時に設定した利用者用電子証明書用の暗証番号(数字4桁)が必要となります。

※印鑑登録証明書をコンビニ交付で利用するためには、マイナンバーカードに印鑑登録情報を記録する必要があります。

※個人番号や住民票コードを記載した住民票は、役場窓口のみで交付しています。コンビニ交付・自動交付機では交付できませんのでご注意ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

事前に交付申請手続きを行ってください。交付申請については、マイナンバーカード総合サイト※、もしくは住民生活課総合窓口係へお問い合わせください。

※「個人番号カード 申請」で検索できます。



**初回交付
手数料無料**

【マイナンバーカード】

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125